

(浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（医療施設等を除く）向け)

【市川市】

避 難 確 保 計 画

(記載例)

平成30年 2月 1日

「市川市役所 (施設名)」

— 目 次 —

【避難確保計画 本編】

1. 計画の目的	—
2. 計画の適用範囲	—
3. 防災体制 (※該当する浸水想定区域のみ記述)	—
3. 1. 防災体制（江戸川氾濫の場合）	—
3. 2. 防災体制（真間川水系洪水・内水氾濫の場合）	—
3. 3. 防災体制（高潮の場合）	—
4. 情報収集及び伝達	—
5. 避難誘導	—
6. 避難の確保を図るための資器材等の整備	—
7. 防災教育及び訓練の実施	—
8. 自衛水防組織の業務に関する事項	—

【避難確保計画 別紙】

別紙 1 自衛水防組織活動要領	—
別紙 2 緊急連絡網	—
別紙 3 保護者緊急連絡網	—
別紙 4 避難経路図	—

1. 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、「市川市役所（施設名）」の利用者の洪水時（内水時・高潮時（適宜選択））の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2. 計画の適用範囲

この計画は、「市川市役所（施設名）」に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

3. 防災体制（※該当する浸水想定区域のみ記載）

3. 1. 防災体制（江戸川氾濫の場合）

《例》体制の確立および活動内容について

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員※
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ・洪水注意報発表 ・江戸川氾濫注意情報発表	・気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員 <u>(総括・情報班)</u>
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ・避難準備・高齢者等避難開始の発令 ・洪水警報発表 ・江戸川氾濫警戒情報発表	・洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員 <u>(総括・情報班)</u>
		・使用する資器材の準備	避難誘導要員 <u>(避難誘導班)</u>
		・保護者への事前連絡	情報収集伝達要員 <u>(総括・情報班)</u>
		・周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員 <u>(総括・情報班)</u>
		・要配慮者の避難誘導	避難誘導要員 <u>(避難誘導班)</u>
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ・避難勧告または避難指示（緊急）の発令 ・危険の前兆を確認 ・江戸川氾濫危険情報発表	・施設内全体の避難誘導	避難誘導要員 <u>(避難誘導班)</u>

※自衛水防組織を設置した場合には、それぞれ対応する自衛水防組織の班編成および要員の配置を記

述する。

※上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

《用語の解説》

(気象警報・注意報等)

【大雨】

警報・注意報の種類	発表基準
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
大雨特別警報 (※)	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき

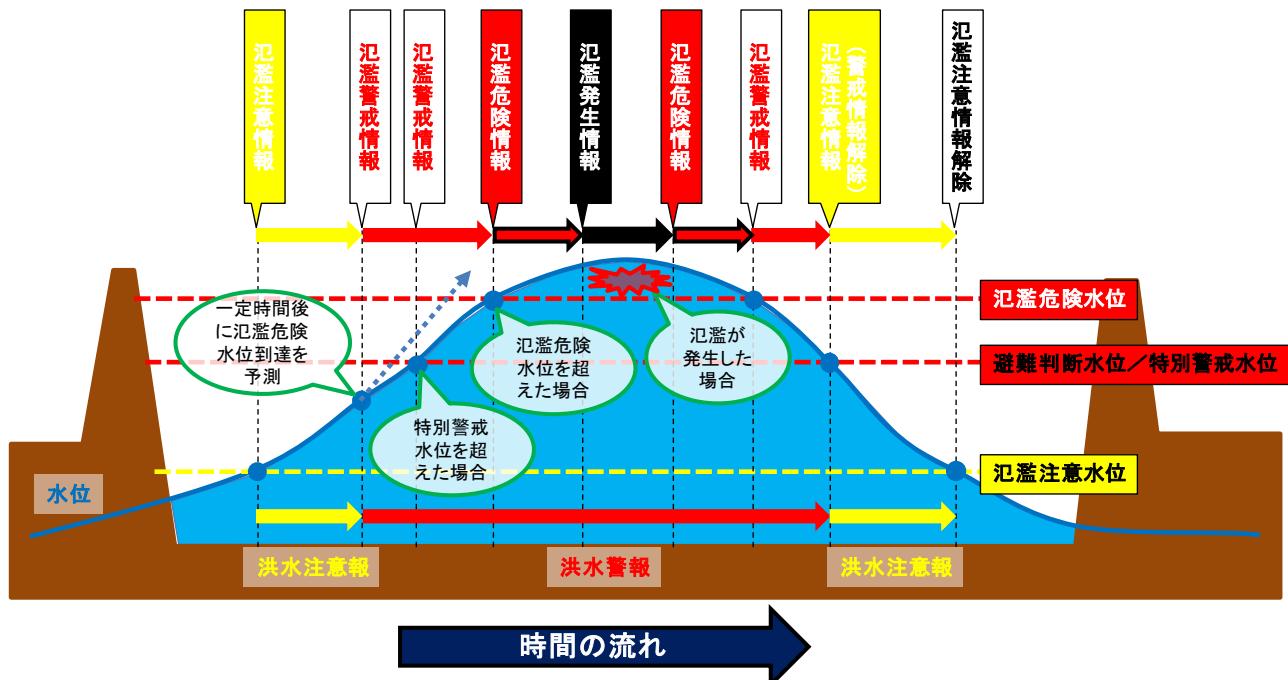
【洪水】

警報・注意報の種類	発表基準
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

※洪水に関する特別警報は発表されない。

(洪水予報 (対象 : 江戸川))

洪水予報	基 準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	予報区域のいずれかの基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表
氾濫警戒情報 (洪水警報)	予報区域のいずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれる場合、あるいは、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表
氾濫危険情報 (洪水警報)	予報区域のいずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき速やかに発表
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生した後速やかに発表し、利根川上流部洪水予報区域および利根川中流部洪水予報区域においては氾濫水の予報を発表
氾濫注意情報解除 (洪水注意報解除)	氾濫注意水位（警戒水位）を下回ったときに発表



(避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）)

発令種別	発令時の状況	住民のとるべき行動
避難準備・ 高齢者等避難開始	<p>避難行動に特に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害が発生する可能性が高まった状況。</p> <p>避難勧告や避難指示に先立って発令する。</p>	<p>避難行動に特に時間を要する者は、開設された避難場所等への避難行動を開始する。（支援者は、避難行動を支援する）</p> <p>それ以外の者は、家族等との連絡、非常用持ち出し品の用意等、避難準備を開始する。</p>
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害が発生する可能性が明らかに高まった状況。	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始する。
避難指示 (緊急)	<p>前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況。人的被害が発生した場合。</p> <p>避難勧告よりも拘束力が強いが、強制するものではない。</p>	<p>避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了させる。</p> <p>未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる。</p>

3. 2. 防災体制（真間川水系洪水・内水氾濫の場合）

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員*
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ・大雨又は台風に関する気象情報発表 ・大雨注意報発表 ・洪水注意報発表	・気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員 (総括・情報班)
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ・避難準備・高齢者等避難開始の発令 ・大雨警報（浸水害）発表	・気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員 (総括・情報班)
		・使用する資器材の準備	避難誘導要員 (避難誘導班)
		・保護者への事前連絡	情報収集伝達要員 (総括・情報班)
		・周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員 (総括・情報班)
		・要配慮者の避難誘導	避難誘導要員 (避難誘導班)
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ・避難勧告または避難指示（緊急）の発令 ・危険の前兆を確認	・施設内全体の避難誘導	避難誘導要員 (避難誘導班)

*自衛水防組織を設置した場合には、それぞれ対応する自衛水防組織の班編成および要員の配置を記述する。

*上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

《用語の解説》

(気象警報・注意報等)

【大雨】

警報・注意報の種類	発表基準
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
大雨特別警報 (※)	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき

【洪水】

警報・注意報の種類	発表基準
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

※洪水に関する特別警報は発表されない。

(各水位観測所の水位について)

水位の種類	発表基準
水防団待機水位	・水防団（消防団等）が水防活動の準備を始める目安となる水位
氾濫注意水位	・漏水など災害が発生する危険性がある水位 ・水防団（消防団等）が出動して河川の警戒にあたる水位
避難判断水位	・市区町村長による避難勧告等の発令判断の目安であり、市民の避難判断の参考になる水位
氾濫危険（計画高）水位	・溢水、氾濫等による重大な災害が起こるおそれがある水位

(避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）)

発令種別	発令時の状況	住民のとるべき行動
避難準備・ 高齢者等避難開始	<p>避難行動に特に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害が発生する可能性が高まった状況。</p> <p>避難勧告や避難指示に先立って発令する。</p>	<p>避難行動に特に時間を要する者は、開設された避難場所等への避難行動を開始する。（支援者は、避難行動を支援する）</p> <p>それ以外の者は、家族等との連絡、非常用持ち出し品の用意等、避難準備を開始する。</p>
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害が発生する可能性が明らかに高まった状況。	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始する。
避難指示 (緊急)	<p>前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況。人的被害が発生した場合。</p> <p>避難勧告よりも拘束力が強いが、強制するものではない。</p>	<p>避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了させる。</p> <p>未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる。</p>

3. 3. 防災体制（高潮の場合）

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員*
注意体制	・高潮注意報発表	・気象・潮位情報等の情報収集	情報収集伝達要員 (総括・情報班)
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ・避難準備・高齢者等避難開始の発令 ・高潮警報発表（当該施設における想定される浸水深が小さく、浸水継続時間が短い場合）	・気象・潮位情報等の情報収集	情報収集伝達要員 (総括・情報班)
		・使用する資器材の準備	避難誘導要員 (避難誘導班)
		・保護者への事前連絡	情報収集伝達要員 (総括・情報班)
		・周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員 (総括・情報班)
		・要配慮者の避難誘導	避難誘導要員 (避難誘導班)
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ・避難勧告または避難指示（緊急）の発令 ・暴風警報および高潮警報発表（当該施設における想定される浸水深が大きく、浸水継続時間が長い場合） ・高潮特別警報発表	・施設内全体の避難誘導	避難誘導要員 (避難誘導班)

*自衛水防組織を設置した場合には、それぞれ対応する自衛水防組織の班編成および要員の配置を記述する。

※上記のほか、施設管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする

《用語の解説》

(気象警報・注意報等)

【大雨】

警報・注意報の種類	発表基準
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき

【洪水】

警報・注意報の種類	発表基準
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

※洪水に関する特別警報は発表されない。

【高潮】

警報・注意報の種類	発表基準
高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により、災害が発生するおそれがあると予想したとき
高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
高潮特別警報	数十年に一度の強さの台風や同程度の温帯低気圧のより、高潮になると予想したとき

(避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）)

発令種別	発令時の状況	住民のとるべき行動
避難準備・ 高齢者等避難開始	<p>避難行動に特に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害が発生する可能性が高まった状況。</p> <p>避難勧告や避難指示に先立って発令する。</p>	<p>避難行動に特に時間を要する者は、開設された避難場所等への避難行動を開始する。（支援者は、避難行動を支援する）</p> <p>それ以外の者は、家族等との連絡、非常用持ち出し品の用意等、避難準備を開始する。</p>
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害が発生する可能性が明らかに高まった状況。	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始する。
避難指示 (緊急)	<p>前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況。人的被害が発生した場合。</p> <p>避難勧告よりも拘束力が強いが、強制するものではない。</p>	<p>避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了させる。</p> <p>未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる。</p>

4. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

- ・収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ、ラジオ、インターネット（情報提供機関のウェブサイト）等
洪水予報、水位到達情報	市川市からのメール等（*市川市メール情報配信サービス）、インターネット（情報提供機関のウェブサイト）等
避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）	防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネット（市川市のウェブサイト）、緊急速報メール等

- ・停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。
- ・提供される情報に加えて、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いか等、施設内から確認を行う。

（参考）

※市川市メール情報配信サービス

メール情報配信サービスは、竜巻や地震等の災害情報などをパソコンや携帯電話へ電子メールを利用し各種情報を配信するサービス。

■登録・変更・解除方法

まずは、entry@ichikawacity.jp に空メールを送信

次に、返信メールに記載されている URL をクリックし、登録完了。

市川市メール情報配信サービスに登録しているパソコンや携帯電話に変更があった場合は、その都度登録を行うものとする。

（洪水予報、水位に関する情報の掲載箇所）

情報内容	掲載箇所
洪水予報等に関する情報	国土交通省【川の防災情報】 http://www.river.go.jp/
市川市内の雨量や河川水位	市内の河川情報 http://kasen.city.ichikawa.chiba.jp/index.html 市川市における防災情報 http://www.city.ichikawa.lg.jp/gen06/saigai.html
江戸川の雨量や水位	江戸川河川事務所公式ホームページ http://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/index.html

(2) 情報伝達

- ・別紙2「緊急連絡網」に基づき、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- ・児童や利用者等を避難させる可能性がある場合には、別紙3「保護者緊急連絡網」を基に、保護者に対し、「開設された※〇〇避難場所へ避難する」旨を連絡する。
- ・児童や利用者等を避難させる場合には、別紙3「保護者緊急連絡網」を基に、保護者に対し、「開設された※〇〇避難場所に避難する。児童や利用者等の引き渡しは※〇〇避難場所において行う。児童や利用者等の引き渡し開始については、追って別途連絡する。」旨を連絡する。
- ・**避難の完了後**、市川市**危機管理**課（下記連絡先）に避難が完了した旨を連絡する。
- ・**避難の完了後**、別紙3「保護者緊急連絡網」を基に、保護者に対し、「(例) 避難が完了。これより※〇〇避難場所において児童や利用者等の引き渡しを行う」旨を連絡する。

(例)	電話：047-334-1111（代表）
市川市 危機管理課	047-712-8563（ダイヤルイン）

※避難場所については、浸水状況や施設の被災状況等により、必要に応じて開設されるため市川市のホームページなどで開設状況を確認すること。

(想定される避難先は、〇〇小学校)

避難先は、市川市洪水ハザードマップや市川市公式W e b サイトで確認すること。

5. 避難誘導

(1) 避難場所等

□避難場所は、避難場所予定施設のうち、安全等が確保され、開設された避難場所とする。

(想定される避難場所は、「〇〇小学校」とする。)

□周辺の浸水の状況や利用者の健康状態等により上記避難場所への避難が困難な場合には、応急的な避難として本施設等の2階以上へ垂直避難するものとする。

(2) 避難経路

□避難場所までの避難経路については、別紙4「避難経路図」のとおりである。

(3) 避難誘導方法

□施設外の避難場所に誘導するときは、開設された避難所までの順路、道路状況について説明する。

□避難する際は、車両等を使用せず徒步を原則とする。

□避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。

□避難誘導員は、避難者が誘導員と識別しやすく、また安全確保のための誘導用ライフジャケットを着用し、必要に応じて蛍光塗料を現地に塗布するなどして、避難ルートや側溝等の危険箇所を

指示する。

□避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。

□浸水するおそれのある階または施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

6. 避難の確保を図るための資器材等の整備

□情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

□これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧^{*}

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（従業員、利用者等）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料 施設内の一時避難のための水・食糧・寝具・防寒具※数量等記載

※ 自衛水防組織を設置する場合には、自衛水防組織の装備品リストを記載する。

7. 防災教育及び訓練の実施

(1) 防災教育

毎年4月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。

(2) 水防訓練

毎年6月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

8. 自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る。）

(1) 自衛水防組織

別紙1「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。

(2) 水防訓練の実施

自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。

・毎年4月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。

・毎年6月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として

情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

別紙1　自衛水防組織活動要領(案)

(自衛水防組織の編成)

- 第1条 管理権原者（防火・防災管理者が設置されている場合にあっては、当該防火・防災管理者を管理権原者とする。以下同じ。）は、洪水時において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。
- 2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。
- （1）統括管理者は、管理権原者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。
- （2）統括管理者は、洪水時における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。
- 3 管理権原者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。
- 4 自衛水防組織に、班を置く。
- （1）班は、**総括・情報班**及び**避難誘導班**とし、各班に班長を置く。
- （2）各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。
- （3）**○○会議室**（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する

(自衛水防組織の運用)

- 第2条 管理権原者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。
- 2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権原者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。
- 3 管理権原者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

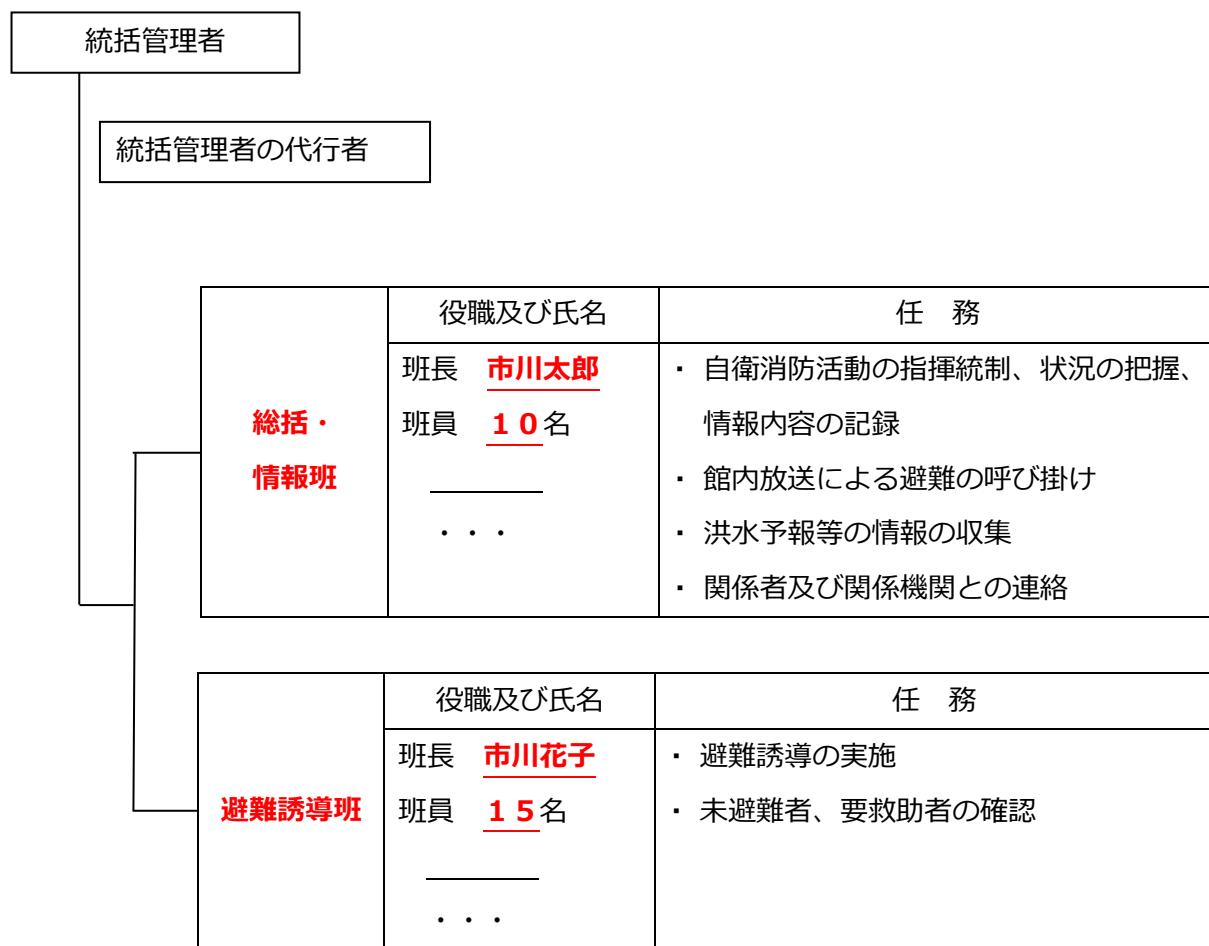
(自衛水防組織の装備)

- 第3条 管理権原者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。
- （1）自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。
- （2）自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

(自衛水防組織の活動)

第4条　自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表1 「自衛水防組織の編成と任務」



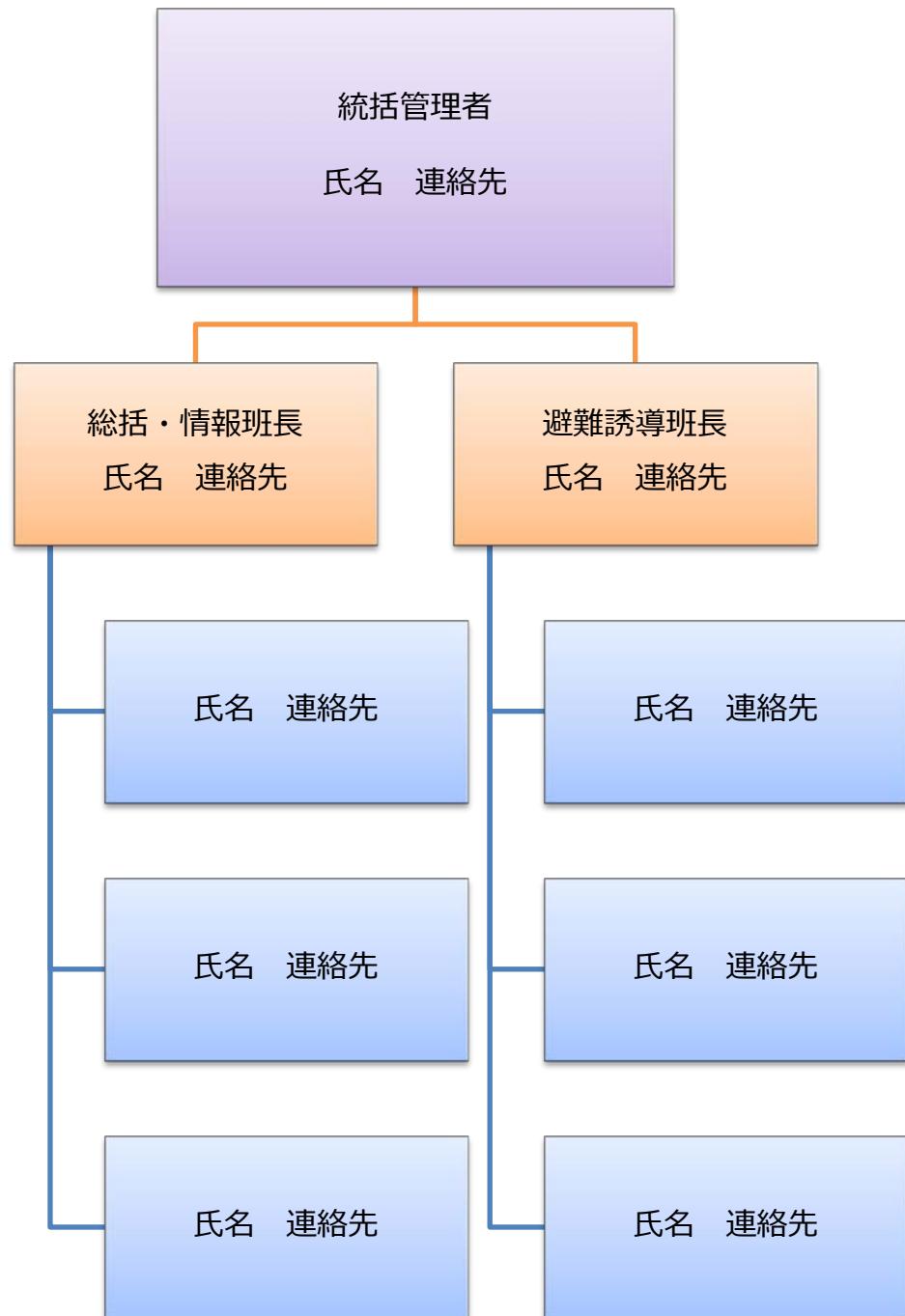
※「総括班」と「情報班」を分けたり、資機材の取扱を行う「警戒活動班」を設置するなど、各施設に応じた班編成を作成して下さい。

別表2 「自衛水防組織装備品リスト」

任務	装備品
各班共通	名簿（従業員、利用者等） 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 水・食料
総括・情報班	照明器具（懐中電灯、投光機等）
避難誘導班	誘導の標識（案内旗等） 携帶用拡声器 誘導用ライフジャケット 蛍光塗料

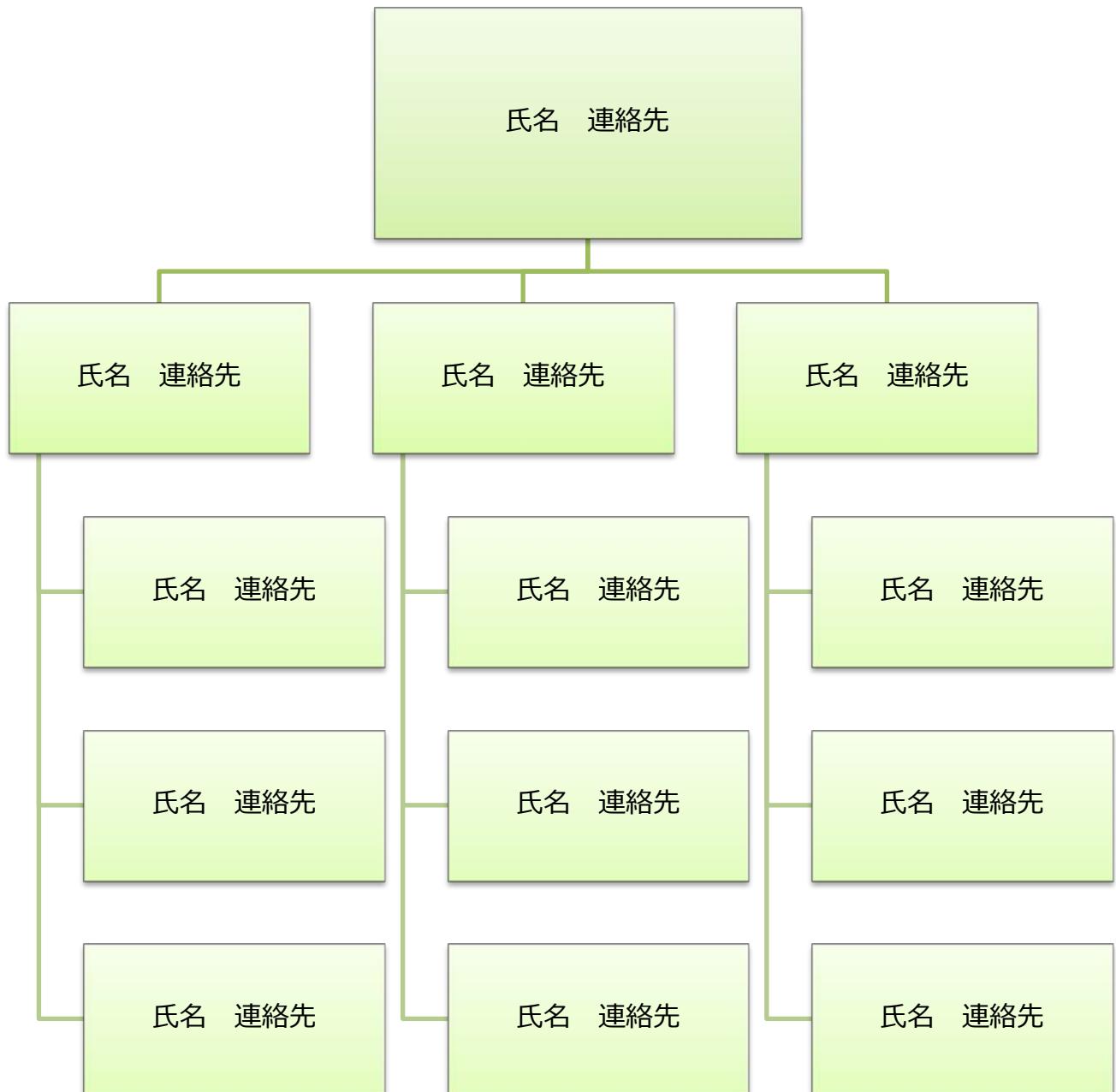
別紙2 緊急連絡網

※公表する際には、個人情報の取り扱いに注意し、必要に応じて修正・加工等をお願いいたします。



別紙3 保護者緊急連絡網

※公表する際には、個人情報の取り扱いに注意し、必要に応じて修正・加工等をお願いいたします。



別紙4 避難経路

施設の図面等を基に避難経路を作成してください。